

◆通所介護ナイス・デイ◆訪問介護ナイス・ケア◆小規模多機能型居宅介護ナイス・ホーム◆住宅型有料老人ホーム愛宕の家◆有料職業紹介つしま紹介所◆学童・託児ナイス・キッズ◆喫茶てのひら



発行元：株式会社サポート・ワン・サービス
愛知県津島市愛宕町四丁目113〒496-0036
代表TEL：(0567) 26-3921
FAX：(0567) 26-3922
ホームページ <http://www.s-o-s.co.jp>

◀4月予定▶

- 10日 外食DAY
- 12日 朝市(打太鼓)
in 甚目寺観音
- 20日 避難訓練(総合)
- 25日 誕生日会

◀不定期行事▶

天気や意欲等で状況判断し、外出先一覧を参考に社会生活に参加します。

◀利用状況案内板(☆募集中 ★満員)▶

- ☆ナイス・ケア
- ☆ナイス・デイ(定員10名/日)

日	月	火	水	木	金	土
5	7	6	7	7	7	5

- ☆ナイス・ホーム(登録者18名/定員21名)
- ☆愛宕の家(入居者16名/定員17名)
- ☆つしま紹介所 ☆ナイス・キッズ
- ★打太鼓

～上記を参考に
ご利用下さい～

不安にどう寄り添うか/ナイス・ケア

認知症の進行により昨年の秋頃から精神不安定になり、頻りに緊急通報したり、着替や入浴を忘れるようになったHさん。冬には身体の痛みを訴えられることもあり、ヘルパーの訪問回数も増えましたが不安でいっぱいな心は落ち着きませんでした。私がヘルパーとして関わり方がとても難しいと再認識したのもこの頃です。Hさんを心配するご近所の方達の来訪も少なくありませんでしたが、ひとりの時間は無しにはなりません。Hさんの不安は、出来ること・やる気、そして、体力を奪いました。現在は施設入所され、安心感から出来ることが増えたと聞くことができました。時間やサービス提供内容の限られた訪問介護で何処まで精神的不安に寄り添うことが可能なのか、今後の課題です。(T・Y)

4月1日介護保険法改正にて/SOS

介護保険法が改正されたのはご存知ですね。今回の法改正は今後の改正のための準備段階のような雰囲気。日本の高齢化社会を現在の介護保険料等の公的財源でいかに乗り切るのか。それを国民への説明ではなく、介護保険事業所への収益減(?)等で抑制させようとしているように感じています(あくまでも個人的見解)。全国的にみれば『面倒くさいし損するからやめた!!』と言わんばかりに事業所を閉鎖する話も耳にします。よしよし構わず溢れ始めた介護サービス事業所淘汰の時代が幕開けしたのかもしれない。弊社でも、今まで通りの体制で継続するなら事業所としては大きな収益減を覚悟するしかない。収益の大幅減を避けるためには、書類の見直し作成や大幅な職員体制の再構築を行わなければいけない。申請期日ギリギリまでどうすべきか苦渋の選択に迫られた結果、書類も職員体制も見直しました。昨今、人材確保による雇用拡大や資格保持者(スキルアップの充実を含む)の確保、そして、介護職員に対する処遇改善など介護分野に求められている要件は多岐にわたります。しかし、実際にはSOSが好きだと言って長年勤務している職員、スキルアップを目指して日々努力を惜しまない職員、利用者さんやその家族のためにも、そして、他のサービス提供事業所からも、“喜怒哀楽のある愉快で頼れる介護サービス事業所”といった独自の持ち味(?)で邁進することが大切だと考えています。今後も、どうか継続してご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い致します。(A・I)
※4月1日からの変更点を 旧 → 新 で表記しました。ご確認ください。

【 ナイス・ケア/訪問介護 】

- ① 特定事業加算Ⅱ(所定単位の1000分の10に相当する単位数)
→特定事業所加算Ⅰ(所定単位の1000分の20に相当する単位数)
- ② 処遇改善加算Ⅰ(1000分40に相当する単位数)
→処遇改善加算Ⅰ(新設 1000分の86に相当する単位数)
- ③ 集合住宅(愛宕の家)入居者は減算対象なし→集合住宅(愛宕の家)入居者は10%減算の対象者
- ④ 20分の訪問対応不可→中重度の要介護者に対して20分の訪問(新設)※但し2時間の間を空ける

【 ナイス・デイ/通所介護 】

- ① 小規模通所介護事業所(定員10名)→変更なし
- ② 処遇改善加算Ⅰ(所定単位1000分19に相当する単位数)→処遇改善加算Ⅰ(新設1000分の40に相当する単位数)
- ③ 送迎時の居宅内対応なし
→送迎時居宅内対応(ケアプランに位置づけのある場合、特定行為のみ対応可能な体制あり)

【 ナイス・ホーム/地域密着小規模多機能型居宅介護 】

- ① 処遇改善加算Ⅰ(所定単位1000分42に相当する単位数)→処遇改善加算Ⅰ(新設1000分の76に相当する単位数)
- ② 同一建物に居住している者に対して行う場合の単価なし→同一建物に居住する者への単価設定(新設)
- ③ 登録者以外の緊急時短期宿泊者の受入不可→宿泊室に空床がある場合など受入短期利用可(新設)
- ④ サービス提供体制加算該当なし→サービス提供体制加算Ⅱ(常勤職員60%以上)
- ⑤ 訪問体制強化加算なし→200回以上/月の訪問対応実績等により、今後加算に追加予定あり(新設)
- ⑥ 総合ケアマネジメント加算なし→ケアマネジメントは基本業務として遂行しているため加算あり(新設)
- ⑦ 看取り期における評価加算なし→看護師の体制見直しが整い次第加算に追加予定あり(新設)

小規模ってなに?/ナイス・ホーム

今回の法改正後、小規模多機能型居宅介護の特徴ってなんだろう?と改めて考えるようになった。通所介護の送迎時居宅内介護が30分/日程度は可能になったし、自費のお泊りも届出をすることで正規の利用となる。20分の短時間で対応する訪問介護の区分もできた。小規模多機能はひと月の定額制だが、使いたい放題ではないし、事業所としては、まずはその定額に見合った利用方法(回数)を基本にサービス提供を検討する。ある意味、制限された範囲での利用提案だ。今回、定額単価は安く見直された。だとすると、限度額の全てを自分の好きな利用方法ができる居宅サービスのほうが有効利用できるのではないのか・・・と。いやいや、だからこそ、『地域密着型小規模多機能ならではの関わりは特長です。』と更に明言できるようになりたい。今までの実績を振り返ってみても、“小規模多機能に登録されていたから対応し易かった”と思ってくれる方々は多い。契約1本で『通い・泊まり・訪問・ケア』が利用できて、対応する職員は全て兼務で関われる!!それが一番の特徴かな(Y・O)

変わらないもの/ナイス・デイ

SOSでの介護業務に携わるようになり11年と4ヶ月が経ちます。定員10名という小規模デイのため、利用者さんが1~2人変わってもその場の雰囲気が変化します。5年7年と長く利用されている方でも身体状況の変化があり、当初と全く変わらないという方はいません。そんな中、ナイス・デイにはいつも変わらない物があります。それはフロアの中心に置かれている六角テーブル。私はこの六角テーブルが大好き。六人が円形になり、隣同士が60度とちょうど良い距離感。このテーブルに指定席はありません。毎日の送迎前に利用者さんを思い浮かべ、「どこに座ってもらおうかな」と想いを巡らせます。9:15、無事に到着し六角テーブルでまずは一服。「今日一日どんな展開があるだろう。16:35までにどれだけ笑顔を見られるだろう。」とワクワクしながら会話を始めます。あっ、もう一つ変わらないものが・・・それは、利用者さんに笑顔になってもらいたいという私の気持ちで～す♪(E・T)



◀編集後記▶ 長女が一年生になりました。保育園から一緒のお友達は1名のみ。お兄ちゃんはいるものの長女にとっては知らない人だらけの小学校。入学式ではいつもの元気はなく、終始無表情で緊張しまくり…。そう、子供でさえ環境の変化は一大事。中年(笑)に差し掛かった私でも苦手。だったら高齢になったらさぞ不安になるのでは?新規の相談を受けるとき、私はつい、身体状況の確認や要望などを確認してしまいます。自分よりも年下の私が聞きなれない用語を連呼し過去や現在を聞くけれど、きっと、とても安心して話ができる心境では無いのでしょうか。これから介護を受けるという状況も含め不安な気持ちでいたことでしょう。長女の入学式で気付かされた私でした。(Y・O)

小学1~中学1年生が4コマ漫画を描き、その中で選りすぐりの一枚♪

(な)の書き順 (あ)の書き順

1か	1か
2か	あ2か
3か	あ3か
4か	あ4か

正解!! (これ、小6作)
おいっ!“あ”に点書くな!(これ、中2作)

